

「地方自治法改正案に関する意見（案）」に対する意見

平成23年12月15日
全 国 知 事 会

地方自治法改正案に関する意見（案）は、全体的には、専門小委員会での議論を適切に反映しており、住民自治の拡充や地方議会の活性化という今回の改正の理念と、円滑で安定的な行政運営や健全な財政の維持を両立させるという我々の考え方、また、地方行政の実情にも配慮されているものとして、基本的には了承する。

しかしながら、改正項目のうち「条例の制定・改廃の請求対象」については、本会が、これまで専門小委員会等で主張してきた意見が明確に反映されていない箇所があることから、次のとおり意見を提出する。

記

「3（2）条例の制定・改廃の請求対象」について

制度化の時期について、「今後の経済状況の推移や改革の実施状況等を十分見極めて検討する必要がある。」としているが、当該時期の検討にあたっては、税財源の大幅な移譲や課税自主権の充実等を通じた地方税中心の財政運営の実現など、地方税財政制度の改革を前提とし、地方側とも協議しながら慎重に対応すべきである。